報酬費用　手続きの流れ

瀬戸内市	本人・申立人	裁判所
	1 報酬付与審判申立 →	2 報酬審判
	← 3 報酬審判の決定を受ける	
5 申請受理 ←	4 市に報酬費用助成を申請 ・瀬戸内市成年後見制度利用支援事業助成申請書(様式第4号) ＊添付書類 (1)　成年後見人等に対する報酬付与の審判書謄本の写し (2)　報酬付与審判申立書（請求時に家庭裁判所に提出した添付書類を含む。） (3)　登記事項証明書の写し※1 (4)　現況報告書（様式第2号） (5)　生活保護受給証明書（要綱第2条第1項第1号に該当する者に限る。） (6)　本人確認証の写し（要綱第2条第1項第2号に該当する者に限る。） (7)　源泉徴収票の写し等収入のわかるもの、収入・資産等申告書（様式第3号）及び添付書類（預金通帳、預金証書、有価証券等の写し）並びに介護保険証又は障害福祉サービス受給者証の写し（要綱第2条第1項第3号に該当する者に限る。） (8)　委任状（助成金の申請を行うことについて、保佐人又は補助人が代理権を有さない場合に限る。）	
6 審査		
7 交付決定通知 →	8 請求書提出 ・瀬戸内市成年後見制度利用支援事業報酬助成金請求書（様式第６号）	
← 9 支払処理 →	10 入金	